

那覇市選挙管理委員会告示第 27 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について

平成 25 年 7 月 21 日執行の那覇市議会議員選挙において、公職選挙法第 144 条の 2 第 5 項の規定によるポスター掲示場のポスターの掲示を開始することのできる日は、平成 25 年 7 月 14 日からである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
平成 25 年 7 月 16 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 25 年度前期定期監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、経済観光部、環境部、生涯学習部及び学校教育部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

定期監査報告書

第 1 監査の対象 **経済観光部**

商工農水課、なはまちなか振興課、観光課

環境部

環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、
環境衛生課

生涯学習部

総務課、生涯学習課、中央公民館、中央図書館、市民スポーツ課、施設課

学校教育部

学校教育課、教育研究所、教育相談課、青少年育成課、学務課、学校給食課、学校給食センター

第 2 監査の期間 平成 25 年 3 月 28 日から平成 25 年 6 月 25 日まで

第 3 監査の方法及び主眼

監査は平成24年度（平成25年3月31日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

また、重要な着眼点として、随意契約における事務処理が適正かどうかを監査した。

なお、生涯学習部の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、新城和範監査委員を除斥した。

第 4 監査の結果及び意見

監査した結果、予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

1 意見（共通事項）

随意契約の見積書徴取について

随意契約は、入札によらず業者を特定して締結する契約事務であるが、契約金額の妥当性を持たせるため見積書を徴取することになっている。那覇市契約規則においては、なるべく2人以上から見積書を徴取することとなっているが、一方で、廉価な契約等においては、事務の効率化の観点から複数からの徴取を要しないと解される場合もある。

今回の監査では、事務処理の明確な基準がないため、見積書を徴取することについてその対応が異なる状況が多数見受けられた。（生涯学習部（施設課）、学校教育部（学校教育課）へは指摘事項等とした。）

本件は全庁的に共通する課題であると思料される。見積書の徴取について事務処理基準を明確にするため、規則改正や要綱作成等の措置を検討されたい。

2 各課の状況及び指摘事項等

各課の予算の執行状況等及び指摘事項等については、次のとおりである。

なお、各課等への指摘事項等については、定期監査実施要領第6の規定に基づき、以下の区分のとおりとする。

- (1) 指摘事項
重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。
- (2) 是正事項
改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3) 注意事項
好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項
予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

経済観光部

○ 商工農水課

1 職員の配置状況

商工農水課の職員配置状況は、副部長兼課長1人、室長1人、主幹2人、主査5人、主任主事4人、主事2人の計15人である。その他、非常勤職員7人、臨時職員5人である。

2 主な所掌事務

商工農水課は、産業振興基本構想の策定、産業立地及び企業誘致、商工業の指導育成、中小企業の振興、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市IT創造館、那覇市ぶんかテンプス館、小口融資、経済動向等の調査・統計及び分析、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、漁港及び水産施設の管理、農業委員会に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、定額給付金返還金（滞納繰越分6万8,000円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、琉球水難救済会（75万円）、第32回全国豊かな海づくり大会南部地区推進協議会（49万8,000円）、沖縄県漁港漁場協会（47万8,000円）等である。

補助金の支出は、市魚マグロ等水産物流通支援事業（5,366万2,180円）、中層浮漁礁設置強化事業（2,946万7,500円）、離島支援連携事業（1,749万3,610

円) 等である。

交付金の支出は、伝統工芸後継者育成事業 (103 万 5,000 円) である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市小口資金融資貸付原資金、平成 24 年度那覇市離島連携事業船舶助成及び宿泊助成、沖縄県企業立地セミナー普通旅費等である。

概算払いによる支払いは、地域人材育成事業 (IT 産業の多様なニーズに対応する人材育成事業)、(就労者向け) IT フォローアップ人材養成事業、那覇市伝統工芸ブランド確立事業業務委託料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、地域人材育成事業 (IT 産業の多様なニーズに対応する人材育成事業 A 社) (2 億 1,533 万 2,000 円)、地域人材育成事業 (IT 産業の多様なニーズに対応する人材育成事業 B 社) (5,330 万 6,286 円)、(就労者向け) IT フォローアップ人材養成事業 (5,543 万 1,600 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市 IT 創造館パソコン等機器一式の賃借料 2 件 (448 万 4,550 円)、那覇市 IT 創造館ネットワーク設備更改による機器賃借料 (161 万 7,840 円)、那覇市ぶんかテンプス館入替 PC 機器等賃借料 (59 万 4,720 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市 IT 創造館空調室外機修繕 (60 万円)、那覇市 IT 創造館塗裝修繕 (54 万 750 円)、市民農園ポンプ引込み電源修繕他 2 件 (6 万 7,150 円) 等である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償は、小口資金融資事業の沖縄県信用保証協会への損失補償 (222 万 8,251 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、安謝小船溜場施設用地 (占有 3,049.04 m²、貸付 1,940.80 m²)、那覇市 IT 創造館 (占有 2,080.48 m²)、市民農園 (占有 559.50 m²、貸付 643.50 m²) 等である。

建物は、那覇市 IT 創造館 (占有 1,461.91 m²、貸付 1,951.65 m²)、那覇市ぶんかテンプス館 (占有 3,066.21 m²)、那覇市伝統工芸館 (占有 1,356.06 m²) 等である。

(2) 有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄産業振興センター株券 (5,000 万円)、株式会社サザンプラント株券 (280 万円) である。

(3) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県信用保証協会 (5 億 7,238 万 5,000 円)、沖縄県漁業信用基金協会出資金 (4,280 万円)、沖縄県農業信用基金協会出資金 (3,855

万円) 等である。

(4) 債権について

債権は、地域総合整備資金貸付金(タイムスビル株式会社)(7億2,700万円)、地域総合整備資金貸付金(那覇新都心株式会社)(1億1,853万2,000円)、那覇市小口資金融資貸付金(1億499万2,000円)である。

(5) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ なはまちなか振興課

1 職員の配置状況

なはまちなか振興課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹2人、主査2人、主任主事3人、主事2人の計12人である。その他、非常勤職員9人、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

なはまちなか振興課は、中心商店街の活性化その他の商業の振興、路上喫煙防止、消費生活(消費生活相談の関連業務は除く。)、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、公設市場の基本政策及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料(現年度分140万3,753円、滞納繰越分715万8,092円)、公設市場光熱水費実費徴収金(現年度分は、収入調定が遅れたため、収入超過になっている。滞納繰越分821万1,051円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

補助金の支出は、頑張るマチグラー支援事業(1,827万9,000円)、パフォーマンスイベント等による国際通り活性化推進事業(826万5,000円)、国際通りトランジットマイル助成金(200万円)等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、公設市場使用料過誤納還付金、公設市場光熱水費実費徴収金過誤納還付金等である。

概算払による支払いは、国際通りとマチグラーのにぎわい事業、マチグラー屋台村構想事業、頑張るマチグラー支援事業等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、国際通り ICT 利活用モデル事業業務委託(1億6,517万250

円)、国際通りとマチグラーのにぎわい事業業務委託 2 件 (7,329 万 7,195 円)、PCB 処理対策事業業務委託 (2,425 万 5,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、タクシーチケットその他 (53 万 90 円) である。

賃借料の契約は、牧志公設市場土地賃借料 (2,392 万 1,712 円)、屋宜第 2 ビルの賃借料 (1,010 万 7,192 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、牧志公設市場衣料部エスカレーターリニューアル工事修繕料 (746 万 250 円)、牧志公設市場 (衣料部・雑貨部) 外壁塗装工事修繕料 (206 万 1,150 円)、第一牧志公設市場電力計設置他修繕料 (129 万 8,850 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、第一牧志公設市場 (占有 1,801.53 m²)、中心商店街にぎわい広場 (占有 2,108.00 m²) である。

建物は、第一牧志公設市場 (占有 2,798.35 m²、貸付 1,063.17 m²)、牧志公設市場衣料部 (占有 847.98 m²、貸付 314.06 m²)、牧志公設市場雑貨部 (占有 635.94 m²、貸付 77.45 m²) 等である。

(2) 基金について

基金は、那覇市頑張るマチグラー支援基金 (1 億 102 万 8,000 円) である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 公設市場光熱水費実費徴収金 (現年度分) の歳入調定について (注意事項)

公設市場光熱水費実費徴収金 (現年度分) にかかる歳入のうち、384 万 5,150 円の金額が平成 25 年 2 月 21 日から 3 月 31 日までの間に収入済であるにもかかわらず、同年 3 月 31 日現在においても歳入調定されていない。

那覇市会計規則第 20 条の規定は、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。当該規定に基づき、適切な事務処理を行われたい。

(2) 沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について (要望事項)

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成 24 年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業 13 事業のうち 4 事業 (合計額 4 億 7,034 万 6,000 円) が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨、目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう事業の進行管理に十分留意して取り組まれたい。

(3) 那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査について (是正事

項)

那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査は、従来、3年毎に実施されているものであるが、平成24年度は、業務の繁忙を理由に執行されず歳出予算が不用額となっている。

統計の信頼性と正確性を確保するため、前回調査と同様の年サイクル及び同時期の調査を実施すべきであったが、その時期を失したことは、事業の効果を著しく損なわせる結果となっている。

当該調査は、那覇市の商業振興にかかる様々な施策の基礎データとして、重要な意義を有している。調査結果から得られるデータの重要性に鑑みて、早期の実施を検討されたい。

○ 観光課

1 職員の配置状況

観光課の職員の配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査1人、主事4人の計9人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

観光課は、観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他観光関係団体の指導育成に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、国際会議観光都市連絡協議会負担金(240万円)、那覇クルーズ促進連絡協議会負担金(230万円)、沖縄観光コンベンションビューロー賛助会員会費(65万円)等である。

補助金の支出は、観光協会事業補助金(3,399万4,000円)、観光協会運営補助金(2,955万5,000円)、観光まちづくり整備補助金(2,910万7,044円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成24年度九州観光都市連盟負担金、観光功労者表彰審査委員報酬等である。

概算払による支払いは、観光協会事業補助金、観光協会運営補助金、重点分野雇用創出事業(外国人観光客受入サポート事業)業務委託料等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、重点分野雇用創出事業(外国人観光客受入サポート事業)業務委託(4,501万9,000円)、那覇市内観光周遊バス実証実験事業業務委託(4,163万3,550円)、観光資源データベース登録事業業務委託(1,999万2,000円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

設計委託契約は、奥武山トレーニング室等建設工事基本設計委託(286万

6,500 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、プロ野球キャンプ等支援事業にかかるトレーニング器具のリース及び施設使用料(173 万 6,160 円)、タクシー借上(30 万 2,830 円) 複写機使用料(13 万 4,598 円) 等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 10 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について(要望事項)

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成 24 年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業 17 事業のうち 5 事業(合計額 6 億 6,235 万 7,210 円)が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨・目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう関係団体等との調整を含め、事業の進行管理に十分留意して取り組まれない。

環 境 部

○ 環境政策課(平成 25 年度、環境政策課と廃棄物対策課に組織改正)

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 4 人、主幹 4 人、主査 9 人、主任主事 6 人、主事 5 人、総合現業主査 2 人、主任総合現業員 4 人、総合現業員 5 人の計 40 人である。その他、非常勤職員 6 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション(資源循環型社会をいう。)の推進、地球温暖化対策、ISO14001 の総括及び推進、屋上及び壁面緑化、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、家庭ごみ処理手数料(2,465 万 9,350 円)、環境保全・創造基金収

入 (5 万 5,145 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金 (18 億 7,046 万 6,000 円)、那覇市地球温暖化対策協議会負担金 (60 万円)、全国都市清掃会議会員費 (19 万円) 等である。

補助金の支出は、住宅用太陽光発電導入促進助成事業補助金 (567 万 8,100 円)、緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業 (29 万円) である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市環境審議会委員報酬及び費用弁償、那覇市生ごみ処理機器及び処理容器奨励金、料金後納利用額の支払通信運搬費等である。

概算払による支払いは、平成 24 年度廃棄物・リサイクル基礎研修の旅費、廃棄物関係ガイドラインの改定説明会参加旅費、平成 24 年度一般廃棄物処理施設管理技術講習会旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、平成 24 年度那覇市モノレール沿線ベランダ緑化促進事業 (6,377 万 5,364 円) 那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務 (6,178 万 8,312 円)、エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業 (726 万 2,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料 (42 万 910 円)、作業車賃借 (27 万 2,580 円)、複写機賃借 (19 万 9,994 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金・その他について

基金は、環境保全創造基金 (1,373 万 7,432 円)、一般廃棄物処理施設建設等基金 (80 万 370 円) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 10 日、13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業の執行率について (環境政策課)

(注意事項)

緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

この事業は、平成 23 年度決算においても執行率 (35.1%) が低く、また、平成 24 年度においても執行率 (15.5%) がかなり低い状況である。今後、この事業の継続の是非を含め、事業の執行のあり方について検討されたい。

(2) 家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業について (廃棄物対策課) (是正事

項)

家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業は、家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付する事業である。

前々回、前回の定期監査においても事業効果を高めるよう注意したところであるが、平成 24 年度においてもさらに交付件数が減少している状況である。また、ごみ処理機器は使用方法の煩雑さや臭気の問題がある等の理由により、普及が進まない状況である。今後、この事業の必要性を含め事業のあり方を検討されたい。

○ クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 4 人、プラント整備主査 1 人、運転主査 4 人、環境整備主査 1 人、総合現業主査 1 人、主任総合現業員 3 人、主任環境整備員 1 人、主任運転手 6 人、環境整備員 7 人、総合現業員 11 人、運転手 21 人の計 68 人である。その他、臨時職員 31 人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等、一般廃棄物処理施設の維持管理、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止及び公衆便所の維持管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、し尿処分手数料 (137 万 7,801 円)、資源ごみ収益金 (133 万 3,230 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、クリーン推進課事務所維持管理負担金 (261 万 8,215 円)、無線機維持管理負担金 (3 万 6,400 円) 等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、ごみ収集車両事故による賠償金支払等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、一般家庭用ごみ収集運搬業務 (8 億 587 万 1,000 円)、一般家庭用ごみ収集運搬業務 (新規委託分) (5,795 万 2,000 円)、エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務 (3,727 万 5,000 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、トイレ設置工事 (2,130 万 3,000 円)、旧最終処分場安全対策工事 (1,892 万 1,000 円)、旧最終処分場跡地利用安全性調査・設計業務 (1,392 万 1,950 円)、等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料 (31 万 1,050 円)、複写機賃借 (7 万 5,172 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、旧最終処分場ゲートフェンス設置修繕 (129 万 1,500 円)、細目スクリーン修繕 (123 万 9,000 円)、固液分離機脱水装置修繕 (117 万 750 円) 等である。

(5) 補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金は、ゴミ収集車両接触事故による賠償金支払い (675 万 6,317 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、清掃工場埋立用地 (占有 8 万 2,954.11 m²、貸付 8,506.00 m²)、那覇市環境センター (占有 4 万 4,358.00 m²、貸付 2 万 7,054.00 m²)、新污水調整池 (3,260.00 m²) 等である。

建物は、ごみ処理施設 (リサイクルプラザ) (3,711.47 m²)、エコマール那覇リサイクル棟 (2,140.00 m²)、環境センター汚水処理場 (1,355.01 m²) 等である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 環境保全課 (平成 25 年度、環境保全課と環境衛生課に組織改正)

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 2 人、主事 7 人、獣医師 1 人、予防主査 1 人、主任予防技術員 3 人及び予防技術員 6 人の計 29 人である。その他は、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害監視に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 23 年法律第 48 号) に基づく業務、霊園及び公営墓地、狂犬病予防法の予防、動物愛護及び管理、ハブ対策、空き地管理及びそ族昆虫の駆除に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、霊園使用料 (274 万 5,080 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑建設償還金負担金 (9,441 万 8,000 円)、漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金 (500 万円)、国場川水あしび負担金 (50 万円) 等である。

補助金の支出は、テレビ受信障害対策事業補助金 (183 万 7,470 円)、水資源有効利用推進事業 (52 万 5,625 円) 等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、環境啓発事業 (大嶺海岸観察会、ホテル観察会、湧水めぐり等)、の報償費及び火災保険料、犬猫適正飼養推進事業の火災保険料等である。

概算払は、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議出席、墓地管理講習会、合葬式墓地及び納骨堂先進地視察旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市内井戸・湧水等調査事業 (1,396 万 7,100 円)、自動車騒音常時監視業務 (388 万 5,000 円)、識名霊園管理業務 (222 万 2,220 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事 (1,400 万 150 円)、那覇市共同墓地及び納骨堂建設工事 (解体その 1) (295 万 7,850 円)、那覇市共同墓地及び納骨堂建設工事 (工事監理) 解体その 1 (31 万 800 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、犬猫適正飼養事業用車両の賃借 (19 万 5,300 円)、タクシー使用料外 1 件 (43 万 9,871 円) 等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、識名霊園南納骨堂天井部雨漏れ対策業務他 1 件 (25 万 950 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、識名霊園 (納骨堂南) 718.24 m²、無縁遺骨仮安置所 52.06 m²である。

(2) 基金・その他について

基金は、公営墓地整備等事業基金 (5,211 円) である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日、10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

畜犬管理システム「わんライフ」保守契約について (環境衛生課) (是正事項)
このシステムは、犬の登録等を管理するシステムであり、住民基本台帳情報と

連携したシステムとなっている。個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他 7 項目の条件を付するものと規定されている。しかし、畜犬管理システム保守契約には条件が付されていない。

畜犬管理システム保守契約においては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付して契約を締結し、情報セキュリティの向上を図られたい。

生涯学習部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 8 人、主任主事 2 人、保健師 1 人の計 17 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、情報公開及び個人情報保護、文書及び公印、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡調整事務、災害対策等、庁舎管理、教育委員会例規審議会、教育に係る調査及び広報、教育行政に関する相談、基本構想、基本計画（教育行政運営ビジョンを含む。）の策定及び推進、重点施策の策定、主要事業の進行管理、実施計画、予算の編成及び決算、組織及び定数、事務管理、余裕教室及び空き教室、局議、課長連絡会、市費負担職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱い、市費負担職員の勤務条件、市費負担職員の研修、職員の安全及び衛生管理、市費負担職員の福利厚生及び公務災害、市費負担職員の賃金及び報酬、学校規模の適正化及び適正配置、両部に係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金 (52 万 440 円)、沖縄県市町村教育長協会負担金 (50 万 6,648 円)、沖縄県社会保険協会負担金 (3 万 2,500 円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金、沖縄県市町村教育長協会負担金、沖縄県市町村教育委員会連合会総会研修旅費等である。

概算払による支払いは、市町村教育委員会研究協議会 (第 2 ブロック) 旅費、九州都市教育長協議会第 1 回理事会及び総会・研修参加旅費、小中一貫教育全国サミット参加旅費等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ポリ塩化ビフェニル処理委託 (4,577 万 5,800 円)、人材育成施設整備基本構想策定支援業務委託 (508 万 2,000 円)、教育長車運転業務 (240

万円) 等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

設計委託契約は、前島小学校及び幼稚園・児童クラブ整備工事業務委託 (220 万 5,000 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、教育委員会事務局一時移転庁舎賃貸借 (3,551 万 3,909 円)、教育委員会庁舎敷地貸借 (208 万 1,556 円)、公用車駐車場賃貸借 (101 万 4,464 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、とまりん現状復旧工事他 3 件 (138 万 3,200 円)、D51 機関車修繕 (34 万 5,450 円)、公用車法定点検整備外 4 件 (17 万 6,458 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主事 3 人の計 9 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

生涯学習課は、生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、社会教育実習、学校開放の総合的推進、社会教育施設の設置及び廃止、社会教育関係団体の育成及び指導助言、育英事業、社会教育指導員、ユネスコ活動、社会教育関係職員の研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金 (4 万 6,000 円)、那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金 (3 万 9,000 円)、全国生涯学習市町村協議会年会費 (3 万円) 等である。

補助金の支出は、那覇市婦人連合会運営補助金 (86 万 4,000 円)、那覇市 PTA 連合会運営補助金 (197 万 6,000 円)、育英事業 (564 万 6,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金及び費用

弁償、沖縄県社会教育指導員連絡協議会総会旅費、社会教育指導員連絡協議会への講師謝礼金等である。

概算払による支払いは、那覇市育英会補助金、那覇市 PTA 連合会・那覇市婦人連合会補助金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、繁多川図書館業務委託 (1,714 万 8,000 円)、繁多川公民館業務委託 (1,219 万 5,000 円)、若狭公民館業務委託 (1,123 万 4,000 円)、那覇市子育て支援ブックスタート事業 (169 万 4,000 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事契約は、久茂地公民館・図書館解体工事 (4,084 万 2,900 円) である。

設計委託契約は、久茂地公民館・図書館解体工事業務委託 (設計・監理) (43 万 500 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借 (644 万 9,675 円)、中央公民館・中央図書館敷地賃借 (86 万 952 円)、中央公民館・中央図書館県有地土地賃借 (4 万 4,220 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、松島小学校地域連携室冷房機修繕外 8 件 (50 万 1,540 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、公民館 (13,985.78 m²) である。

建物は、公民館 (10,883.52 m²)、図書館 (4,917.81 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 前金払いの理由の起案書への記載漏れについて (注意事項)

繁多川公民館・図書館運営事業及び若狭公民館運営事業の委託料の支払い方法は、特例による前金払いであるが起案書にその理由について記載がない。

前金払いのある契約事務に当たっては、起案への必要事項の記載漏れがないよう、適切な事務処理に努められたい。

(2) 契約締結年月日の記載漏れについて (是正事項)

旧久茂地公民館警備業務委託について、10 件の契約のうち 3 件は契約書に契約締結年月日の記載漏れがあった。契約事務に当たっては適切な事務処理に努められたい。

(3) 精算事務の遅延について (注意事項)

資金前渡の精算は、会計規則第 57 条第 1 項第 3 号の規定により用務終了日から 7 日以内 (土日祝祭日含む) に精算しなければならないところ、6 件中 4 件の精算事務が遅延しており、そのうち 3 件については、精算に要した日数が 27 日から 30 日と著しく遅延している。

資金前渡の財務事務の処理に当たっては、精算事務の適切な事務処理に努められたい。

○ 中央公民館

(市立公民館 7 館のうち、中央公民館、牧志駅前ほしぞら公民館、石嶺公民館、若狭公民館について実施した。)

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況については、中央公民館は課長 1 人、主幹 1 人、主任公民館主事 2 人、公民館主事 1 人の計 5 人である。その他、非常勤職員 3 人。牧志駅前ほしぞら公民館は主査 2 人、公民館主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 2 人である。石嶺公民館は主査 1 人、主任公民館主事 1 人、公民館主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。若狭公民館は主査 1 人である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共的利用に供する。学習団体の育成、学習相談、広報 (館報等)、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、市全域にわたる事業 (中央公民館)、公民館相互の連絡調整及び統括 (中央公民館)、公民館運営における市民との協働に関する (中央公民館) 事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

(中央公民館)

負担金の支出は、沖縄県公民館連絡協議会負担金 (15 万円)、那覇地区公民館連絡協議会負担金 (11 万 2,000 円)、沖縄県公民館研究大会負担金 (1 万 4,000 円) 等である。

(牧志駅前ほしぞら公民館)

負担金の支出は、さいおんスクエア管理組合負担金 (1,939 万 839 円) である。

(2) 資金前渡・概算払について

(中央公民館)

資金前渡による支払いは、那覇地区公民館連絡協議会の負担金、沖縄県公民館研究大会参加負担金、沖縄県公民館主事協会負担金である。

概算払による支払いは、社会教育指導員連絡協議会総会参加者への費用弁償である。

(牧志駅前ほしぞら公民館)

資金前渡による支払いは、「プラネタリウム de jazz night」の演奏者への報償費、駐車場料金である。

概算払による支払いは、さいおんスクエア管理組合負担金平成 25 年 1 月分、少年教室「南城市の秋の自然を楽しもう!」の引率者への旅費及び費用弁償等である。

(石嶺公民館)

資金前渡による支払いは、地域連携事業「新春もちつき交流会」参加者への報償費、バス回数券の購入費用である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

(中央公民館)

那覇市公民館・図書館清掃業務 (1,320 万円)、那覇市公民館・図書館警備業務 (741 万円) である。

(牧志駅前ほしぞら公民館)

プラネタリウム番組開発業務 (1,354 万 5,000 円)、デジタルプラネタリウム番組制作委託業務 (283 万 5,000 円)、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館警備業務 (222 万 8,232 円) 等である。

(石嶺公民館)

空調設備保守点検業務その他 9 件 (139 万 6,280 円)、塵芥処理業務 (12 万 4,200 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

(中央公民館)

那覇市公民館券売機賃借 (183 万 780 円)、中央公民館他 1 館の複写機賃借 (56 万 7,000 円)、中央公民館他 1 館の印刷機賃借 (55 万 5,660 円) 等である。

(牧志駅前ほしぞら公民館)

デジタルプラネタリウム番組「銀河鉄道の夜」賃借 (404 万 2,500 円)、印刷機賃借 (30 万 4,920 円)、複写機賃借 (8 万 2,800 円) 等である。

(石嶺公民館)

那覇市石嶺公民館業務用車両賃借 (18 万 1,440 円)、タクシー使用料 (1 万 3,960 円) である。

(若狭公民館)

タクシー使用料 (7 万 1,880 円) である。

(3) 修繕料の契約について

(牧志駅前ほしぞら公民館)

ホール入口ドアストッパー修繕他 3 件 (8 万 4,000 円)、ワイヤレスマイク修理他 1 件 (5 万 4,810 円) である。

(石嶺公民館)

非常放送設備修繕その他 23 件 (138 万 9,838 円)、印刷機修理その他 5 件 (7 万 7,085 円) である。

(若狭公民館)

自動券売機修繕他 2 件 (5 万 4,810 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、平成25年5月9日、中央公民館、牧志駅前ほしぞら公民館、石嶺公民館、若狭公民館において、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウム観覧者数について（注意事項）

牧志駅前ほしぞら公民館は平成 23 年 7 月に開館した。平成 24 年度と平成 23 年度の月平均観覧者数を比較すると、若干減少がみられる。平成 24 年度は沖縄振興特別推進交付金を活用し、人気番組である「銀河鉄道の夜」を投影したにも関わらず、一般への広報活動が十分ではなかったため、全体的な観覧者の増加には繋がっていない。今後は、一般市民への広報宣伝と番組コンテンツの充実を図り、観覧者の増加に努められたい。

○ 中央図書館

（市立図書館 7 館のうち、中央図書館、牧志駅前ほしぞら図書館、石嶺図書館、若狭図書館について実施した。）

1 職員の配置状況

各図書館の職員配置状況については、中央図書館は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 4 人、主事 1 人の計 11 人に、非常勤職員 8 人、緊急雇用臨時 3 人である。牧志駅前ほしぞら図書館は、主査 1 人、主任主事 2 人の計 3 人に、非常勤職員 8 人、緊急雇用臨時 1 人である。石嶺図書館は、主査 1 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 3 人に、非常勤職員 7 人である。若狭図書館は、主査 1 人、主任主事 1 人の計 2 人に、非常勤職員 7 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

各図書館は、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書の入、読書会、おはなし会等、読書推進事業の主催及び関係団体の支援、学校図書館等との図書館資料の相互貸借、図書館運営における市民との協働、所管する複合施設の維持管理（若狭、繁多川）、その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

なお、中央図書館はその他、学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館運営の調査研究及び企画、図書館関連要綱等の内規の制定、図書館業務の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県公共図書館連絡協議会負担金（7 万 5,000 円）、日本図書館協会負担金（5 万円）、沖縄県図書館協会負担金（5,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、図書館ボランティアの保険加入費である。

概算払による支払いは、沖縄県公共図書館連絡協議会参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、16 ミリフィルム DVD 化業務 (5,624 万 3,250 円)、清掃業務委託 (図書館分) (990 万円)、公民館・図書館警備業務委託 (777 万 7,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市立図書館コンピュータシステム (328 万 5,450 円)、若狭公民館・図書館空調設備等賃貸借及び光熱費削減保証サービス契約 (241 万 9,200 円)、複写機賃貸借 (中央・ほしぞら・首里) (70 万 2,178 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、図書館床漏水修繕他 35 件 (226 万 2,668 円)、OHP 修繕他 3 件 (19 万 4,525 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に牧志駅前ほしぞら図書館、同月 10 日に中央図書館、石嶺図書館、若狭図書館の備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 1 人、主事 2 人の計 7 人である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課は、社会体育に関する企画、調査及び研究、社会体育施設の設置、管理及び廃止、スポーツ推進委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇・浦添地区スポーツ推進委員協議会負担金 (6 万 6,500 円)、沖縄県スポーツ推進委員協議会負担金 (6 万 2,500 円)、第 50 回沖縄県スポーツ推進委員研究大会出席負担金 (9,000 円) 等である。

補助金の支出は、平成 24 年度那覇市社会体育振興費補助金 (第 64 回沖縄県

民体育大会派遣費) (1,114 万 9,950 円)、那覇市体育協会運営補助金 (457 万 1,000 円)、筑後川旗第 29 回西日本学童軟式野球大会 55 万 5,000 円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校体育施設開放管理指導員報償費、第 7 回スポーツフェスティバル in なは講師報償費、平成 24 年度スポーツ推進委員報酬等である。

概算払による支払いは、NPO 法人那覇市体育協会運営事業、那覇市民体育館類似施設調査 (視察) 等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市営奥武山体育施設指定管理委託料 (7,800 万円)、那覇市体育施設指定管理委託料 (7,793 万 8,000 円)、奥武山サブグラウンド芝生養生管理業務委託 (340 万 1,500 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、奥武山野球場人工芝整備等工事 (6,257 万 7,900 円)、那覇市民体育館空調機設置及び音響設備改修工事業務委託 (設計・監理) (812 万 8,050 円)、奥武山野球場スコアボード改修工事 (245 万 7,000 円) 等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校体育館清掃用モップ賃借料 (163 万 2,166 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、首里石嶺プールろ過装置ろ材取替修繕 (93 万 300 円)、石嶺文化スポーツプラザの井水ろ過装置タイマー取替修繕 (59 万 2,515 円) 奥武山野球場カメラマン席保護マット取付修繕 (1 塁側・3 塁側) (21 万 5,000 円)、等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、ゲートボール場 (1,991.34 m²)、建物は、那覇市営奥武山野球場 (9,956.12 m²)、同屋内運動場 (3,235.87 m²)、同スコアボード (454.01 m²)、那覇市首里石嶺市民プール (1,009.99 m²) 及びゲートボール場の便所 (5.10 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

補助金交付に係る書類の審査について (注意事項)

児童のスポーツ県外派遣補助金交付事務において、補助金実績報告書に添付されていた領収書を確認したところ、航空券の購入方法に不適切なものが見受けられ

た。那覇市補助金等交付規則第 13 条の規定によれば、市長は実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定すると規定している。

補助金交付事務においては、申請者から提出された書類について、不備等がないよう十分に審査し、適切な補助金の交付事務に努められたい。

○ 施設課

1 職員の配置状況

施設課の職員の配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 11 人、主任主事 1 人、主任技師 6 人、主事 1 人、技師 5 人の計 28 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

施設課は、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整備保存、学校施設の維持及び管理（警備、目的外使用許可及び災害共済を含む。）、学校用地(幼稚園用地を含む。)の取得、借用及び管理、施設の防災計画書の取りまとめに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会(8万7,000円)、沖縄県公立文教施設整備期成会(2万円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 24 年度小学校借用校地賃借料の供託金支払、小学校電気使用料金(天久小学校)、平成 24 年度中学校借用校地賃借料の供託金支払等である。

概算払による支払いは、学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会の普通旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託(小学校 3,089 万 2,700 円、中学校 1,423 万円)、消防用設備保守点検業務委託(小学校 1,097 万 8,800 円、中学校 577 万 9,200 円)自家用電気工作物保安管理業務委託(小学校 341 万 3,550 円、中学校 190 万 4,280 円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事契約は、小禄中学校校舎建設事業(工事請負 16 億 2,050 万 5,150 円)、真嘉比小学校屋内運動場建設事業(3 億 3,705 万 4,000 円)、前島・久茂地小学校統合新校整備事業(工事請負 1 億 9,544 万 4,885 円)等の工事である。

設計委託契約は、小禄中学校校舎建設事業(委託料 5,545 万 7,000 円)、泊小学校屋内運動場建設事業(委託料 3,595 万 6,510 円)、真嘉比小学校屋内運動

場建設事業 (委託料 2,121 万 2,000 円)等の工事である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、用地借上及び管理事業(小学校 4,472 万 3,816 円、中学校 3,319 万 1,190 円)、タクシー使用料(一般事務費 41 万 1,730 円、小学校 80 万 5,840 円、中学校 10 万 6,270 円)、複写機使用料(一般事務費 14 万 5,683 円、中学校 76 万 6,500 円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、施設維持管理費(小学校 7,043 万 7,633 円、中学校 3,637 万 3,391 円)、消防用設備等不良箇所整備事業(小学校 1,250 万 9,784 円、中学校 409 万 6,155 円)、給食施設維持管理費(小学校 546 万 137 円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、学校用地(868,007.16 m²)、繁多川無縁墓地用地(317 m²)である。建物は、小学校校舎(37 校、222,349 m²)、屋内運動場(38,056 m²)、プール(13,054 m²)、中学校校舎(17 校、117,856 m²)、屋内運動場(21,050 m²)、プール(6,657 m²)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

随意契約の見積書徴取について (注意事項)

那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

修繕料の契約において、当該規則に定めるとおり 2 人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1 人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

学校教育部

○ 学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、課長 1 人、室長 1 人、副参事 3 人、主幹 1 人、主査 2 人、指導主事 9 人、主任主事 2 人、主事 4 人の計 23 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

学校教育課は、学校経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、生徒指導、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、学校教育実習、学校の設置及び廃止、県費負担教職員の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、県費負担教職員の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員の研修、校長連絡協議会及び教頭連絡会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒の健康診断、学校環境の衛生管理、学校安全（スクールゾーン等を含む。）及び日本スポーツ振興センター、小中一貫教育、学校教育部に係る総合調整に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金(小学校 958 万 3,665 円、中学校 435 万 9,595 円)、沖縄県学校保健会(14 万 9,505 円)等である。

補助金の支出は、県外派遣選手費(1,498 万 4,295 円)、那覇地区中学校体育連盟主催事業(363 万 8,950 円)、那覇市離島体験学習旅費補助金(191 万 2,530 円)等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬、定期健康診断(歯科)の業務委託料等である。

概算払による支払いは、那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金、県外派遣選手旅費補助金、那覇地区中学校文化連盟補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、定期健康診断業務(小学校 4,262 万 46 円、中学校 2,082 万 8,410 円)、塵芥処理業務(小学校 899 万 1,211 円、中学校 425 万 2,109 円)、産業廃棄物処理(粗大ごみ等)業務(小学校 255 万 2,355 円、中学校 161 万 4,840 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、コンピュータ機器等賃借(小学校 8,792 万 4,509 円、中学校 5,139 万 486 円)、自然教室バス借上料その他 41 件(406 万 4,150 円)、学校保健室用パソコン一式賃借(小学校 166 万 1,760 円、中学校 89 万 4,780 円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

随意契約の見積書徴取について (注意事項)

那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならぬ旨定めている。

使用料及び賃借料、業務委託等に係る契約において、当該規則に定めるとおり 2 人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1 人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

○ 教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 3 人、指導主事 4 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 5 人である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、教職員の研修及び調査・研究、図書資料提供、学校ネットワーク支援及び情報教育の推進、教育コンピュータ保守管理・教育機器整備に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国教育研究所連盟 (2 万円)、沖縄県教育研究所連盟 (1 万円) への団体負担金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 24 年度運営審議会報酬、平成 24 年度全国教育研究所連盟負担金、平成 24 年度沖縄県教育研究所連盟負担金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市教育用ネットワーク運用業務 (1, 297 万 8, 000 円)、平成 24 年度標準学力調査業務 (356 万 7, 290 円)、学校図書館資源共有化ネットワーク事業搬送業務 (33 万 6, 000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、教育研究所情報教育機器等の賃貸借 (52 万 2, 900 円)、タクシー使用料 (46 万 8, 310 円)、教育研究所 OA 機器類の賃貸借 (27 万 8, 400 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、ノートパソコン修繕 (古蔵中) その他 11 件 (39 万 8, 286 円)、与義小学校校内ネットワーク修繕その他 5 件 (36 万 9, 294 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 教育相談課

1 職員の配置状況

教育相談課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、指導主事 2 人、教育相談員主査 1 人、主任教育相談員 2 人、教育相談員 1 人、の計 8 人である。その他、非常勤職員 20 人、臨時職員 7 人、合計 35 人である。

2 主な所掌事務

教育相談課は、不登校等に関する調査及び研究、不登校対策に係る学校への指導、助言及び支援、適応指導教室、青少年の街頭指導、青少年の継続指導、教育相談（メンタルヘルスを含む。）等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県適応指導教室連絡協議会（1 万円）、全国適応指導教室連絡協議会（5,000 円）、沖縄県青少年センター連絡協議会（3,000 円）等である。

補助金の支出は、那覇地区少年補導員協議会（25 万 5,265 円）、小禄・豊見城地区少年補導員協議会（20 万 5,770 円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、教育相談支援員傷害保険料、体験学習指導謝礼金、フェリー代等である。

概算払による主な支払いは、平成 24 年度那覇市青少年健全育成事業補助金（那覇地区少年補導員協議会）、自然体験キャンプ、糸満青少年の家「いきいきふれあいスクールパート I」引率に係る旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、車両賃貸借契約（52 万 2,837 円）、公用車賃貸借契約（25 万 9,560 円）、複写機リース料（9 万 5,760 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 10 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 青少年育成課

1 職員の配置状況

青少年育成課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、指導主事 1 人、主査 1 人、主事 3 人の計 7 人である。臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

青少年育成課は、青少年問題の総合的施策に関する企画及び調査、青少年育成総合施策、青少年問題協議会、青少年の健全育成、青少年旗頭事業、児童生徒県外交流事業、放課後子ども教室推進事業、子どもが輝くまちづくり事業、はたちの記念事業、青少年施設の設置、管理及び廃止、森の家みんな管理運営事業、青少年関係団体等との連絡調整、青少年団体の育成、青少年健全育成市民会議、青年団体連絡会、子ども会育成連絡協議会、ガールスカウト日本連盟沖縄県支部、日本ボーイスカウト沖縄県連盟、その他青少年団体等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、大平特別支援学校卒業生青年学級への負担金（7 万 3,170 円）、西崎特別支援学校卒業生青年学級への負担金（6 万 5,460 円）、鏡が丘特別支援学校卒業生青年学級への負担金（2 万 5,796 円）等である。

補助金の支出は、那覇市青少年健全育成市民会議（357 万 2,000 円）、那覇市青年団体連絡会（153 万円）、子どもフェスタ in なは実行委員会（60 万 2,616 円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域自主開催成人式の報償費、那覇市青少年問題協議会委員の報酬、放課後子どもプラン運営委員会委員の報償費等である。

概算払による主な支払いは、青少年旗頭事業業務委託、那覇市児童生徒県外交流事業本研修旅費、生涯学習振興費補助金等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、森の家みんな管理運営事業業務委託（1,115 万円）、青少年旗頭事業業務委託（736 万 9,066 円）、那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務（324 万 8,365 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市児童生徒県外交流事業のバス使用料（3

万 6,800 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、自然体験学習施設(那覇市立森の家みんな) 1,023.16 m²である。

(2) 基金について

基金は、児童生徒県外交流基金(9,444 円) である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 学務課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 5 人、主事 2 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

学務課は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学務に関する企画、調査及び研究、児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、学校物品の調達及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、小学校要保護児童就学援助及び特別支援教育就学奨励費(369 万 3,000 円)、中学校要保護児童就学援助及び特別支援教育就学奨励費(445 万 4,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、小中学校における医療費、準要保護学校給食費・学用品費、特別支援教育就学奨励費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、新入学児童生徒就学通知書印刷委託外 1 件(66 万 9,900 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学事・就学援助支援システムメンテナンスフリー契約(460 万 4,040 円)、Web 版備品管理システム機器等賃貸借(337 万 9,992

円)、平成 20 年度小中学校印刷機賃貸借 (170 万 1,000 円)、平成 21 年度小中学校複写機賃貸借契約 (158 万 4576 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、小学校機の修繕外 14 件 (389 万 2,517 円)、鉄棒。逆上補助器具修繕 (安謝小) 外 366 件 (1,032 万 2,925 円)、中学校教室用机椅子の修繕外 2 件 (79 万 914 円)、プリンター修理 (安岡中) 外 143 件 (624 万 6,096 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日から同月 22 日にかけて学務課、安謝小学校、城東小学校、小禄小学校、真和志中学校の備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 学校割当予算における修繕契約等の検収について (注意事項)

学校割当予算における修繕契約の検収について、支出命令書の検収印は「那覇市立学校財務取扱要綱」第 8 条の検収員である学校事務職員が記名押印すべきところ検収を実施していない学務課職員が記名押印する不適切な事務処理を行っている。

また、消耗品購入の検収について、請求書に表示されている検収印 (ゴム印) は日付と学校名のみで検収員である学校事務職員の記名押印がない。

今後、当該財務取扱要綱に基づき適切な事務処理に努められたい。

(2) 複写機賃貸借契約における保守料金の見直しについて (是正事項)

小中学校複写機賃貸借契約 (5 件、51 台) における保守料金は、入札条件の中で特定の単価を設定し当該複写機賃貸借契約の落札業者と随意契約により別途保守契約を締結している。

当該保守料金は、下表に示すとおり他部局の取引実例価格の例と比較し 1 枚当たりの単価がかなり高い金額の設定となっている。

今後、保守料金の契約に当たっては、複写機賃貸借契約の入札金額に保守料金を含めるなど十分な競争性が確保されるよう契約方法の見直しをされたい。

保守料金の単価比較表				
教育委員会	学校教育部	学務課	他部局の例	
基本料金 (50 枚まで)	250 円		1~40,000 枚	1.2 円/枚
			40,001~90,000 枚	1.1 円/枚
51 枚以上	5 円/枚		90,001 枚以上	1.0 円/枚

(3) 職員の交通事故防止対策について (注意事項)

職員が公用車を運転する場合は、安全運転に十分配慮しなければならないが、平成 24 年 11 月に公務中において不注意により物損及び人身事故を起こした。今後、学務課主催の「安全運転講習会」を充実させるなど、交通事故予防のための効果的な取組みについて検討されたい。

(4) 公印の備品台帳整備について (注意事項)

公印の備品台帳整備について、学校長・園長印の公印が備品台帳に未登録で

あった。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項に基づき速やかに備品台帳を整備されたい。

○ 学校給食課

1 職員の配置状況

学校給食課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、栄養士 1 人の計 5 人である。

2 主な所掌事務

学校給食課は、学校給食の企画、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、給食費、調理業務の民間委託に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会 (11 万 5,675 円) である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、古蔵給食センター給食調理業務 (2,858 万円)、天久給食センター給食調理業務 (2,564 万 9,000 円)、安謝給食センター給食調理業務 (2,186 万 2,860 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託の契約は、那覇学校給食センター解体工事関連 (5,272 万 500 円)、大名小学校校舎改築実施設計業務 (174 万 900 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校給食献立作成用パソコン導入事業 (111 万 9,825 円)、首里学校給食センター用地賃借 (593 万 1,162 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、大名小学校配膳室改修業務 (43 万 3,650 円)、那覇学校給食センター臨時低圧引込工事 (17 万 1,255 円)、真嘉比小学校マイコンスライサー修理外 48 件 (330 万 3,696 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、小禄学校給食センター (1,233.15 m²)、真和志学校給食センター (3,214.00 m²)、建物は、首里学校給食センター (1,039.25 m²)、小禄学校給食センター (968.00 m²)、真和志学校給食センター (1,176.17 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 学校給食費の管理について (注意事項)

学校給食費は、小学校児童及び中学校生徒に対し給食を提供するための食料費として児童生徒の保護者から徴収するものである。平成 23 年度の給食費収入は、市内の小学校と中学校をあわせて約 14 億 5,300 万円となっている。

学校給食費は原則として口座振替となっているが、未収金等の支払いについては納付書又は現金納付による徴収となっており、その現金徴収に伴う事件・事故を防止するため、教育委員会において「学校給食費現金取扱いガイドライン」を作成し、各学校において運用している。

しかし、複数職員による現金チェック体制の不備や、学校給食費会計決算の監査を実施していない学校が見られるなど、学校現場において同ガイドラインが十分周知されていない状況がある。

本市の学校給食費は、児童生徒の保護者からの給食費で運営する私会計となっているが、学校給食は、市の教育行政の一環として実施されるものであることから、学校給食費についても公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。

現金取扱いガイドラインの実効性を高めるため、各学校に対し関連様式等の整備や、会計処理に係るチェック体制の充実を図る等、指導を強化されたい。

(2) 学校給食費の未収金について (要望事項)

平成 23 年度における学校給食費の未収金は、小中学校合わせて約 3,460 万円となっており、納付すべき給食費の約 2.4%である。

学校給食費の未収金対策については、平成 19 年に学校給食事務処理フローチャートを作成して各学校に通知し、また平成 22 年度以降は、児童生徒保護者からの「給食についての確認書」の提出により、給食費の収納率向上への理解と協力を求めている。

今後も、各学校に対しては、未収金対策を周知するとともに、未収金の徴収に係る現金取扱いによる事故防止についても、指導を強化されたい。

(3) アレルギー対策検討委員会に係る予算執行について (注意事項)

アレルギー対策検討委員会会議における委員の報償費 10 万 8,000 円が全額未執行となっている。同委員会は、学校給食における食物アレルギーによる事故を未然に防ぎ、食物アレルギー児童生徒に対し適切に対応を行うことを目的に、食物アレルギー対策の管理方針等を検討するため設置するものであるが、平成 24 年度においては、委員の選任、会議資料等の作成ができなかったため、委員会の設置ができず、予算の未執行となったものである。

平成 24 年 12 月には東京都内の小学校において学校給食によるアレルギー死亡事故が発生しており、本市でも平成 24 年度にアレルギー事故が 4 件発生している。アレルギー事故は、深刻な事態を招く場合もあり、その対策は重要な課題となっている。早急に委員会を設置し、アレルギー対策に取り組まされたい。

○ 学校給食センター

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長 1 人、副所長 3 人、主査 1 人、主任主事 3 人、調理主査 3 人、主任調理員 7 人、調理員 25 人、運転手 6 人の計 49 人である。その他、県費栄養職員は 13 人ある。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、職員駐車土地使用料 2 万 9,000 円、借用駐車土地賃貸料 8,000 円である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会への団体負担金 (2 万 8,992 円)、安全運転管理者講習会負担金 (8,400 円) である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校給食センター運営委員会の委員への報酬及び費用弁償、安全運転管理者講習会への出席負担金である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、銘苅学校給食センター他 3 学校給食センター学校給食搬送業務 (1,965 万 6,000 円)、真和志学校給食センター学校給食搬送業務 (1,940 万 80 円)、平成 24 年度那覇市学校給食センターボイラー管理業務 (1,449 万円) 等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託の契約は、首里学校給食センター改修工事関連 (159 万 2,640 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、小禄給食センター食器洗浄機賃借 (478 万 8,000 円)、首里給食センター食缶洗浄機賃借 (305 万 1,000 円)、首里給食センター食器洗浄機賃借 (297 万 9,900 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、真和志給食センター高圧受電設備保全修繕外 28 件 (300 万 7,402 円)、プレハブ冷蔵庫の修繕外 18 件 (145 万 7,148 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。